

教職員の働き方の改善に向けた保護者・地域への通知について

東京都港区

取組の背景及び概要

- 学校現場を取り巻く環境については、複雑化・多様化し、学校に求められる役割が拡大する中、教職員が心身ともに健康に働き、より質の高い教育活動を行うためには、教職員の長時間労働や「働き方」の改善が必要とされている。
- 港区教育委員会と学校が連携し、学校現場の現状を真摯に受け止め、教職員一人ひとりが仕事と生活のバランスをとり、リフレッシュして元気な姿で、これまで以上に学校が効果的・効率的な教育活動が行えるよう、各学校の実態に応じて取組事項を決めた。
- 働き方改革を進めることが教育の質の向上につながることを、保護者や地域社会に理解していただき、協力を求める。

全校共通の取組内容

- 勤務時間終了後は、原則定時退勤とし、遅くとも、午後8時には退勤することを目安とする。

各校の主な取組内容

- 毎週水曜日は、定時退勤を目標とし、遅くとも午後6時までには退勤する。
- 毎週水曜日は、部活動休養日とし、定時退勤を原則とする。
- 長期休業期間中に学校閉鎖期間を設ける。
- 長期休業期間中は定時退勤を厳守する。

実施にあたっての留意事項

- 取組内容については、全校共通と各校の実態に応じた取組とした。
- 各学校の業務負担軽減の観点から実施結果の調査は行わない。
- 配布前に取組の趣旨をPTA連合会へ情報提供を行った。
- 夏休み期間中を試行期間とし、9月1日から本格実施とした。

港区の概要（平成29年9月1日現在）

- 人口 252,927人
- 学校 小学校18校（児童数8,528人）
中学校10校（生徒数1,946人）

その他の取組

- 教育委員会事務局から通知を发出、調査を依頼するときは、簡潔かつ要領を得た表現とし、園長・校長を通して行う。
- サービス管理及び事務作業の効率化のため、出勤システムの導入を検討する。
- 校務支援システム（小・中学校）の活用を更に推進する。
- 学校施設開放業務について、民間事業者の活用や施設予約システムの導入を検討する。

教職員からの声

- 保護者・地域宛での通知が教育長名にて发出されたことで、部活動の指導も含め、時間への意識が高まりつつある。
- 定時退勤日が設定されたことで、期限を決めて効率よく校務を進める意識が高まった。
- 定時退勤日に管理職が声かけをすることで、若手やベテラン教員がお互いに気兼ねなく定時に帰ることができた。
- 定時に帰宅できたので、自分の子どもと過ごす時間ができ、リフレッシュすることができた。

担当

東京都港区教育委員会事務局庶務課（担当：森田）
連絡先：03-3578-2715

保護者・地域への通知

保護者の皆様
地域の皆様

平成 29 年 7 月 20 日

小学校

港区教育委員会
教育長 青木 康平
●小学校
校長 ● ● ● ●

学校現場における教職員の働き方の改善に向けた取組について

日頃より、港区の教育にご理解、ご協力をいただき誠にありがとうございます。
港区では、全ての職員が仕事と家庭のバランスを図り、意欲と能力を十分に発揮し、健康的に働くことで、より質の高い区民サービスを提供するため、「みなとワークスタイル宣言」を行い、全庁をあげて働きやすい職場づくりを推進します。
学校現場を取り巻く環境については、複雑化・多様化し、学校に求められる役割が拡大する中、教職員が心身ともに健康に働き、より質の高い教育活動を行うためには、教職員の長時間労働や「働き方」の改善が必要とされます。
こうしたことから、港区教育委員会と学校が連携し、学校現場の現状を真摯に受け止め、教職員一人ひとりが仕事と生活のバランスをとり、リフレッシュして元気な姿で、これまで以上に学校が効果的・効率的な教育活動が行えるよう、各学校の実態に応じて下記の取組を行います。
保護者や地域の皆様におかれましては、趣旨をご理解のうえ、何卒ご協力いただきますようお願いいたします。

記

1 ●●小学校の取組内容
(1) 勤務時間終了後は、原則定時退勤とし、遅くとも、午後8時には退勤することを目安とする。
(2) 例：毎週水曜日は、定時退勤（午後●時）を目標とする。
(3) 例：長期休業期間中は、定時退勤（午後●時）を目標とする。

2 実施日
平成 29 年 8 月 31 日までは、試行期間とし、9月1日から本格実施とします。

＜問合せ先＞
教育委員会事務局
庶務課教職員係長 森田 秀和
電話 03-3578-2715（直通）
●小学校 副校長 ●● ●●
電話 03-●●-●●（直通）

保護者の皆様
地域の皆様

平成 29 年 7 月 20 日

中学校

港区教育委員会
教育長 青木 康平
●中学校
校長 ● ● ● ●

学校現場における教職員の働き方の改善に向けた取組について

日頃より、港区の教育にご理解、ご協力をいただき誠にありがとうございます。
港区では、全ての職員が仕事と家庭のバランスを図り、意欲と能力を十分に発揮し、健康的に働くことで、より質の高い区民サービスを提供するため、「みなとワークスタイル宣言」を行い、全庁をあげて働きやすい職場づくりを推進します。
学校現場を取り巻く環境については、複雑化・多様化し、学校に求められる役割が拡大しております。特に、中学校では、文部科学省から部活動の休養日を適切に設けるよう全国の教育委員会に通知があり、生徒のけがの防止や教員の長時間勤務の是正の観点から部活動の適正化を図るとともに、教職員の「働き方」の改善が必要とされています。
つきましては、港区教育委員会と学校が連携し、学校現場の現状を真摯に受け止め、教職員一人ひとりが仕事と生活のバランスをとり、心身ともに健康で、これまで以上に質の高い教科指導・生徒指導が行えるよう、各学校の実態に応じて下記の取組を行います。
保護者や地域の皆様におかれましては、趣旨をご理解のうえ、何卒ご協力いただきますようお願いいたします。

記

1 ●●中学校の取組内容
(1) 勤務時間終了後は、原則定時退勤とし、遅くとも、午後8時には退勤することを目安とする。
(2) 例：毎週水曜日は、定時退勤（午後●時）を目標とする。
(3) 例：長期休業期間中は、定時退勤（午後●時）を目標とする。

2 実施日
平成 29 年 8 月 31 日までは、試行期間とし、9月1日から本格実施とします。

＜問合せ先＞
教育委員会事務局
庶務課教職員係長 森田 秀和
電話 03-3578-2715（直通）
●中学校 副校長 ●● ●●
電話 03-●●-●●（直通）

教職員の業務改善に向けた保護者あて通知の配布について

福井県教育委員会

1 通知配布のねらい

教職員の勤務時間の縮減に向けた学校における業務改善に、各学校や市町教育委員会が取り組みやすくなるようにする。

2 通知配布までの経緯

<28年度>

- ◆ 校長会長、中体連会長、PTA代表、一般教諭で組織する会の中で、教員にとって負担感の強い次の2点について、その改善策について検討
 - 部活動指導への負担軽減に関すること
 - 勤務時間外や休日における保護者への対応に関すること
- ◆ 教職員の勤務時間縮減を進めるために、学校における業務改善を家庭や地域に周知し、理解を得ることの必要性を確認
- ◆ 学校や市町教育委員会の取組を後押しをする手段として、県教育委員会とPTA連合会の連盟による保護者あて通知を作成
- ◆ 作成した通知を各市町教育委員会へ送付(3月末)

<29年度>

- ◆ 各市町教育委員会より、学校を通して家庭に通知を配布(4月)

3 通知配布による効果(市町教育委員会や学校の取組例の一部紹介)

(1)市町教育委員会において

- ◇ 業務改善への意識が高まり、市町教育委員会独自の取組を推進
 - ・各学校長あてに業務改善に関する通知を作成し、配布した。
 - ・夏季休業中における学校閉庁日を設定した。
 - ・タイムカード導入による教職員の勤務時間管理を行うようになった。

(2)学校において

- ◇ 保護者の理解を得た勤務時間縮減への取組の実践
 - ・PTA総会の場で、20時以降や土日の電話対応は原則行わないことについて理解を図り、時間外の電話が減少した。
 - ・PTA会議の終了時刻を20時厳守にするため、会議開始時刻を見直した。

福井県教育庁学校振興課
小中学校人事グループ
電話番号 0776-20-0576
メールアドレス gakusin@pref.fukui.lg.jp

平成29年4月

保護者の皆様へ

福井県教育委員会
福井県PTA連合会

教職員の業務改善に向けた取組への御理解と御協力について

保護者の皆様には、日頃より本県の教育に御理解・御協力をいただき、心より感謝申し上げます。

県教育委員会では、教員自身の長時間勤務に対する意識を改善することや各学校において、管理職が勤務実態を把握し、学校全体の業務改善を進めていくことを目的に、出退勤時刻調査を実施しました。

○教職員の平均勤務時間(H28.9調査結果) ※休憩時間を除く

・小学校	10時間28分	・中学校	11時間22分
・高等学校	10時間7分	・特別支援学校	9時間18分

特に中学校の教職員の勤務は長時間化しており、部活動指導が大きな要因となっています。また、すべての校種で、夜遅くからの保護者との電話対応により退勤時刻が遅くなっている教員もみられます。教育委員会としては、すべての教員が、授業準備等に十分な時間を確保しながら、心身ともにゆとりをもって子どもたちと接し、すべての教員が、遅くとも20時には退勤できる環境を整えたいと考えております。

1 20時以降は、原則として電話相談の窓口を活用してください。

緊急の案件については、もちろん学校が対応しますが、特に20時以降の電話相談については、教育総合研究所の「24時間電話相談」を活用してください。

2 土日のいずれか1日の部活動休止日に加え、新たに平日週1日の部活動休養日の設定を進めていきます。

適切な休養を伴わない行き過ぎた活動は、教員や子どもにとって、心身に無理が生じることになります。教員の負担軽減だけでなく、子どもの健康のことを考えても、休養日が必要だと考えます。

教職員の本来の業務である、授業や子どもたちの指導に専念できる環境を整えるための取組への御理解と御協力をいただきますよう、よろしく願いいたします。